

長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証の調査機関指定要領

(趣旨)

第1条

長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証制度実施要綱第3条第2項に基づき、調査機関の指定について定める。

(指定調査機関の業務)

第2条

- (1) CO₂吸収評価認証のための対象森林の調査及びCO₂吸収量の計算並びに報告書の作成については、指定調査機関に限り行うことができる。
- (2) 指定調査機関は、長野県知事(以下「知事」という。)の求めに応じて報告事項の説明を行わなければならない。
- (3) 指定調査機関は、森林CO₂吸収評価認証にかかる科学的調査手法等の情報収集に努めるとともに、一連の活動を通じて得た調査方法の情報開示に努めなければならない。

(調査機関の指定)

第3条

調査機関は、長野県の森林CO₂吸収評価認証懇談会(以下「懇談会」という。)の意見を聴いた上で、知事が指定する。

- 2 知事が指定する機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、指定を行うものとする。
 - (1) 長野県内に主たる事務所を置いていること
 - (2) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定による設立の許可を受けた公益法人又は特定営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立の認証を受けた法人であること
 - (3) 調査・報告に関する次の技術者を擁していること
 - ① 管理技術者：農学博士、技術士(森林部門)、林務行政又は公的研究機関(独立行政法人を含む。)に25年以上従事した者
 - ② 照査技術者：農学博士、技術士(森林部門)、林務行政又は公的研究機関(独立行政法人を含む。)に25年以上従事した者この場合、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

(指定の申請)

第4条

前条の指定を受けようとする法人は、次の各号の書類を添えて、申請書(別紙1)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又は寄付行為及び印鑑証明
- (2) 法人の事業の経歴を示した書類
- (3) 技術者経歴書
- (4) 申請の日前3月以内に作成された県税の未納の額がないことについての証明書
- (5) 資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書。
- (6) 資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利

益処分又は損失処理。

(指定調査機関の廃止)

第5条

指定調査機関が必要な業務を行うことができなくなった場合には、速やかに知事にその理由を付して、書面により提出しなければならない。

(指定調査機関の取消し)

第6条

知事は、指定調査機関の業務内容が適切でないと認めた場合、又は前条による廃止の旨の連絡があった場合は、指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の取消しをしようとする場合は、その指定調査機関に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により調査機関の指定を取り消したときは、その旨を当該指定機関に対して、その理由を付して書面により通知するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年8月1日から施行する。

(調査機関指定の暫定措置)

- 2 CO₂吸収評価認証のための調査は、できる限り客観的、かつ統一的、かつ合理的な調査が求められる。

現状においては、今後、より科学的な知見から、新たな調査手法が求められる場合が想定されるなど変動要因が見込まれ、また、本制度においては、環境先進企業等のCSR活動をCO₂吸収量で評価するための調査であり、費用対効果に見合った調査である必要があること、さらには、今後、排出量取引等を見据えて技術集積も必要なことから、当面の間は、指定調査機関について別途定める。

なお、暫定措置の期間については、本制度の運用状況や懇談会の意見を踏まえ、知事が決定する。

(民法第34条の読み替え規程)

- 3 第3条2項に2号に示された「民法(明治29年法律第89号)第34条」の規定により設立の許可を受けた公益法人は、平成20年12月1日以降については「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第四十八号)」により認可された法人と読み替える。

(別紙1)

年 月 日

調査機関指定申請書

長野県知事 様

申請者

所在地

名 称

長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証の調査機関指定要領第3条第2項の規定により、下記のとおり調査機関の指定を申請します。

記

- 1 申請する法人の名称等
 - (1) 法人名、代表者氏名及び所在地
 - (2) 電話番号及びFAX番号
 - (3) 電子メールアドレス及びホームページアドレス
- 2 管理技術者の住所、氏名
- 3 照査技術者の住所、氏名
- 4 添付書類
 - (1) 法人の定款又は寄付行為及び印鑑証明
 - (2) 法人の事業の経歴を示した書類
 - (3) 技術者経歴書
 - (4) 申請の日前3月以内に作成された県税の未納の額がないことについての証明書
 - (5) 資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書。
 - (6) 資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理。